

総行経第9号
令和8年2月10日

各都道府県担当部局長 殿

(公金収納のデジタル化担当課、市区町村担当課、情報政策担当課扱い)

各指定都市担当部局長 殿

(公金収納のデジタル化担当課扱い)

総務省自治行政局市町村課行政経営支援室長

(公 印 省 略)

eL-QR を活用した公金収納の開始に向けた留意事項等の
更新 (2.0 版) について (通知)

地方税統一 QR コード (以下「eL-QR」という。) を活用した公金収納は、令和8年9月から開始が予定されており、総務省では、「eL-QR を活用した公金収納の開始に向けた留意事項等について」(令和7年2月17日付け総行経第13号)等により、各地方公共団体における積極的な対応をお願いしているところです。

この度、関係政省令の改正等の動向を踏まえ、上記通知の内容を更新いたしましたので、別添資料により通知します。

eL-QR を活用した公金収納の取組は、住民や事業者の利便性向上のみならず、金融機関や地方公共団体において非効率・高コストとなっているとの指摘がされている収納事務の効率化・合理化につながるなど、大きなメリットがあるものであり、既に過半数を超える地方公共団体において、令和8年度・9年度中に eL-QR を活用した公金収納を導入する見通しです。導入予定の団体におかれましては、引き続き、別添を参考に、令和8年9月24日以後、早期の収納開始に向けて準備を着実に進めていただくようお願いします。

また、現時点で導入時期を未定とされている団体も含め、この取組は全国的に導入されることでより大きな効果が期待されるものです。これから準備に着手される団体においても、公金の収納管理を行うシステムの改修に向けた予算化の検討を行い、令和8年度から9年度にかけてシステムの改修を行うことで、令和10年4月から収納を開始することが可能になるものと考えておりますので、可能な限り令和10年4月から収納開始できるよう、改めて積極的なご検討をお願いします。

なお、eL-QR に対応するためのシステム改修経費は、令和7年度に創設されたデジタル活用推進事業債の対象となっていることを申し添えます。

また、今後、eL-QR による公金収納の対象として、以下ア～ウで明示してきた公金を中心に、各公金ごとの令和8年4月1日時点での各地方公共団体の eL-QR 導入予定の状況を調査し、その結果を公表させていただく予定です。

- ア いずれの団体も相当量の取扱件数がある公金
(国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料)
- イ その性質上、当該地方公共団体の区域外にも納付者が広く所在する、公物の占有に伴う使用料としての性質を有する公金(道路占用料、行政財産目的外使用許可使用料、港湾法上の占用料等、河川法上の流水占用料等など)
- ウ 普通会計に属する全ての公金(歳入歳出外現金のうち、普通会計と同一の口座において受け入れられる公金を含む。)並びに公営事業会計に属する公金のうち水道料金および下水道使用料

各都道府県においては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対しても上記の旨周知いただくようお願いします。また、各都道府県・指定都市・市区町村の公金収納デジタル化担当課においては、庁内の各公金の担当課に周知いただくようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

【問い合わせ先】

総務省自治行政局行政経営支援室 大西、谷口
電話：03-5253-5519(直通)
E-mail：gyoukaku@soumu.go.jp